

●質問及び回答

庁舎間光ネットワーク提供業務

No	質問日	公表日	対象書類	質問事項	回答
1	7/4		【契約書】 履行期間	履行期間が令和6年1月1日～となっておりますが1月1日開通必須ということでしょうか。 年末年始休暇の関係で工事が行えない可能性がある為、事前に確認させて下さい。 また事前開通で対応を行う場合、開通日～1月1日まで日割費用請求が発生する可能性があります。こちらは別途請求が可能でしょうか。	1月1日までに開通していることが必須です。また、仕様書の7項に記載するとおり、準備期間中から回線の利用を開始することがありますが、これを含めて、事前準備期間中の開通に関する別途請求は認めません。
2	7/4		【契約書】 再委託の禁止	卸業者サービスを再販事業者としてサービス提供を行います。その為、契約・支払・問い合わせ窓口については基本的に当社が行いますが、開通工事等は卸業者が対応します。この場合、再委託に該当しますでしょうか。	準備期間中の開通工事については、再委託承認手続きは不要です。 また、本業務の性質（電気通信役務）上、サービス卸や他社ダークファイバーの活用自体は再委託とは解釈しませんが、本業務の【全部】や管理監督が当該他社サービスに含まれていると解釈されるような場合は、認められません。 なお、他社サービス活用範囲が業務の全部とは解釈されない場合であっても、当局の情報資産を当該サービス提供事業者に提供する場合は、当局情報資産の外部持ち出しと解釈しますので、当局の許可を得たうえで実施してください。
3	7/4			一月ごと役務完了後に通知が必要と記載がありますが、具体的にどのような通知が必要でしょうか。	「業務完了届」をご提出いただく形になります。完了届提出時には、当該月の障害状況や特記事項についての報告書（様式は問いません）も付してください。
4	7/4		【契約書】 情報資産の取り扱い	本案件で該当する「情報資産」はどのような情報が該当しますか。 項番②に記載ある通り、一部サービス提供業務を委託する前提ですのでこの場合、卸業者との手続きも何か必要でしょうか。	当局担当者から受託者に提供する全ての電磁的データ（当局ネットワークの設計情報等）が該当します。 サービス卸業者を含め、情報資産を外部に提供する場合は、外部持ち出しと解釈しますので、当局の許可を得たうえで実施してください。
5	7/4		【契約書】	仮に当社が落札できた場合、上記内容含め契約書の記載事項について修正等の調整・交渉は可能でしょうか。 ※落札後に当社法務部に確認が入り修正依頼を行わせて頂く可能性があります。	契約書約款等の修正等には応じられません。
6	7/4		契約保証金	契約保証金 免除で案件を進めたいと思っています。この場合、第25条の免除条件に該当する必要があるかと思いますが、直近で官公庁との契約で同規模案件の入札実績の提示が行えません。メインが民間企業となっており民間企業とは同規模のサービス提供実績はあります。ただし契約金額等の提示はできません。	民間企業との契約実績は、札幌市水道局契約規程第25条の免除条件に該当するとは認められません。